

—— 第 4 編 ——

雪害対策編

第1節 災害予防計画

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

1 雪害に強い地域づくり

(1) 雪害に強いまちづくり

ア 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先にするため、幹線道路上における大規模な車両の滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

イ 雪害に強いまちの形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。

ウ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。

エ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において、道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。

オ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

(2) 道路交通の確保

冬期間の道路交通を確保するため、除雪機械の整備を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、消・融雪機能（消雪パイプ、ロードヒーティング、流雪溝等）を備えた道路整備を促進する。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

また、市民に対し、「飯山市冬のくらしを明るくする条例」に基づき、秩序ある道路の雪片付けを行い、道路除雪に積極的に協力するよう指導する。

ア 市は、除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

イ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

ウ 集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

エ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめとする関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

オ 市は雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

(3) 鉄道運行確保（東日本旅客鉄道(株)）

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備

イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

ウ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

エ 降雪により転倒、落下等のおそれのある支障木の伐採

(4) 雪崩防止施設の整備

雪害のなかで最も危険なものは、雪崩である。このため、道路の被害防止のため、危険箇所にはスノーシェード及び雪崩防止柵の整備をすすめる。また、近年スキー場開発は山頂へ伸びており雪崩発生の危険がある、雪び及び雪崩防止施設の設置を推進する。

住宅等建築物からの落雪による事故も多く発生しているため、屋根上の雪止めの設置等事故防止策をすすめる。

(5) 電気、通信施設の雪害防止対策

電気、通信施設の雪害防止は、それぞれの関係機関が対策を講じているところであるが、電力、通信は市民の日常生活の安定と産業経済活動に欠くことのできないものであるので、積雪期前の点検整備及び施設の強化を図る等、事業者に対して雪害防止を要請する。

(6) 医療対策

豪雪地帯の住民の医療を確保するため、次の対策を講ずる。

ア 無医地区出張

医師会の協力を得て山間豪雪地を中心に、現在3か所開所している。各診療所へは定期的に医師1名、看護師1名を派遣し、通院に支障のある高齢者を中心に診療を行っているが、今後も継続する。

イ 道路交通の確保

医療機関への通院を確保するため、道路除雪を推進する。

(7) 農業対策

ア 果樹、ハウス施設等について、補強、除雪などの対策を指導し、被害の防止に努める。

イ 山間豪雪地については、春先における育苗場所の確保、圃場の早期消雪に努めると共に、農道除雪も推進する。

ウ 豪雪時において、農産物の出荷等に支障がある場合の除雪に対する援助を行う。

(8) 建築物対策

ア 建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）第9条の規定により指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

イ 飯山市克雪タウン計画に基づき、雪に強い住宅の普及、雪に強いまちづくりへの誘導等を行う。

ウ 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

(9) 授業の確保等

小学校、中学校及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

学校等においては、次の対策を実施する。

ア 学校長等は、天候の急変に際して、教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

イ 学校長等は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態をふまえ、授業日の繰替、始業、終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

ウ 小中学生の交通機関（定期バス、スクールバス、委託ハイヤー等）による通学は、小学生は距離4km以上、中学生は距離6km以上に適用しているが、冬期間（12月～3月）においては、積雪が多く、道路状況が悪い地域については、小学生2km以上、中学生5km以上に対し適用する。

エ 通学路に該当する路線については、できるだけ早朝除雪路線に指定し確保を図る。

オ 学校長等は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報を伝達するなど事故防止に努める。

カ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長等は、これを防止するため、雪下ろしを実施するとともに、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時、建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

キ 施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。

ク 学校長等は、緊急時、消防車・救急車などが校内等まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。

(10) 文化財の保護

文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

(II) 雪害に関する知識の市民に対する普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、降積雪時の適切な活動について、市民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図り（第7編資料3－4参照）、集中的な大雪が予測される場合は、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

(1) 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、市は、スノーシェッドの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 避難収容関係

ア 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。

イ 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。

ウ 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

(3) 情報提供体制の充実

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

ア 防災行政無線等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

イ インターネット等を利用し、市民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

(4) 雪処理関係

ア 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進する。

イ ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図る。

ウ 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

エ 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

オ 市は平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

第2節 災害応急対策計画

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動等の実施について万全を期する。

1 災害直前活動

(1) 気象警報・注意報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、市及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報

警報・注意報発表基準一覧表

ア 警 報

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域
警 報	暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										
	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 25cm 山沿い 30cm	40cm	平地 25cm 山沿い 30cm	菅平周辺 25cm 菅平周辺を除く地域 20cm	20cm	聖高原周辺 25cm 聖高原周辺を除く地域 20cm	30cm	20cm	20cm	20cm	20cm

イ 注意報

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域
	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う										
	大雪（12時間降雪の深さ）	平地 15cm 山沿い 20cm	25cm	平地 15cm 山沿い 20cm	菅平周辺 15cm 菅平周辺を除く地域 10cm	10cm	聖高原周辺 15cm 聖高原周辺を除く地域 10cm	20cm	10cm	10cm		
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上										
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上										
	着氷	著しい着氷が予想される場合										
	着雪	著しい着雪が予想される場合										

- 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。
- 3 警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第2章第1節「災害直前活動」にある内容を参照する。

(2) 市民の避難誘導等

市は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。また、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

ア 市民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。

また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。

イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

ウ 市民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、市民等が避難するための施

設を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

- エ 住民への避難指示等の伝達に当たっては防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 除雪等活動

「飯山市冬の暮らしを明るくする条例」（第7編資料2-12参照）の趣旨に基づき、市民と市がお互いに協力し、冬期における冬の市道の交通を確保し、産業の振興と市民生活の安定を図る。

克雪活動を推進することにより活力ある住みよい地域づくりを進めるため「克雪地域づくり市民協議会」を組織し、地区には「克雪活動推進協議会」、集落には「克雪活動推進会」をおき克雪都市づくりをすすめている。これらの組織と除雪対策本部との連携を密接にして、効率的で質の高い除雪を目指す。

(1) 市の責任分野

- ア 目的を達成するために、除雪体制の確立に努めるとともに除雪計画を作成し、その的確な実施を推進するように努め、除雪計画の実施については市民に周知徹底を図る。
- イ 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。

(2) 市民の責任分野

除雪計画の推進に積極的に協力するとともに、交通確保のため地域の実情に応じた自主的な除雪対策の実施に努める。

(3) 対策本部と協議会との連絡及び協力事項

- ア 除雪作業の実施に当たり、特に協議会の協力を依頼するときは、協議会長に連絡し会の協力のもとに実施する。
- イ 各協議会は、本部への情報、依頼、連絡については、協議会長を通じて行うことを原則とする。特に除雪の要領は必ず協議会長か区長又は克雪活動推進会長を通じて連絡する。
- ウ 機械除雪を実施する路線で危険箇所、障害物等については、あらかじめ協議会において目印になる標識を立てる。
- エ 道路上に物を放置しないとともに、除雪作業に支障がないよう各協議会は周知徹底に努める。
- オ ゴミは早朝除雪終了後所定の場所に出すよう指導する。
- カ 道路沿いの宅地、農地等へ除雪の雪を突き出す場合、消雪後の処理は各協議会で協力して実施する。
- キ 除雪路線沿いの宅地その他の建物には必ず落雪防止のため「なだれどめ」を取り付ける。
- ク 雪処理に当たっては、道路にみだりに雪を捨てないことを原則とするが、やむをえず道路に雪を出すときは、道路脇に積み上げる等の措置をとるとともに、速やかに道路外へ排雪する。

- ケ 事故防止のため作業中の除雪車に近寄らない。
- コ 除雪車による物件等への被害が確認されたときは、なるべく早く対策本部へ連絡する。
- サ その他除雪計画推進に必要な事項は、的確かつ迅速に情報連絡を図り円滑な除雪を行う。

(4) 冬期交通規制と指導

ア 交通規制の実施

積雪の状況により、交通安全と道路交通の円滑化並びに除雪の推進を図るため、必要に応じ警察署と協議し交通規制を実施する。

イ 指導取締りの強化

除雪路線における違法駐車車両及び放置車両に対して指導と取締りの強化を行う。

なお、駐車、放置車両のある路線については、当日の除雪作業を実施しない場合がある。

(5) 除雪の基本的事項

ア 除雪路線区分及び除雪目標

第1種除雪路線	バス路線、通勤通学及び公共建物、産業活動、観光発展等に必要と認めた路線は、1車線の確保を目標とし異常豪雪時以外は交通を確保する路線
第2種除雪路線	異常豪雪により作業が順調に進まなかった場合、第1種路線終了後除雪作業を行う路線で屋根の雪下ろし等により除雪が困難になった場合、一時的に除雪作業が中止となる場合のある路線
排雪路線	人家が連担道路であって、市長が指定した市道において、地元区が一斉に雪下ろしを行い、排雪を行う路線
消雪融雪路線	地下水等を利用して消雪し、交通を確保する路線
歩道除雪路線	歩行者の通行を確保する路線
その他除雪路線	克雪生活圈整備事業計画に基づいて交通を確保する路線
春先除雪路線	集落内で春先に交通を確保する路線

イ 除雪作業を行う積雪量

原則として道路上の雪が10cm～15cm以上に達したとき。

ウ 人家連担地区の除雪

道路の雪や屋根の雪下ろしにより、交通が不能になったとき、関係区長及び克雪活動推進会長の要請により作業を行う。

エ 雪捨て場の指定

千曲川河川事務所と協議し河川敷に確保し周知徹底する。また、みだりに小河川等へ雪を捨てて溢水等の災害を引き起こさないよう注意をすること。

オ 流雪溝、消雪パイプ設置地区

(7) 流雪溝が設置されている地区においては、管理組合等を組織し、運営計画をたて投雪統制等を行う。

- (イ) 消雪パイプの運転は市が行うが、それぞれ施設が設置されている地区においては、適正な利用を図るため運営計画をたてて次の措置を取る。
 - a スイッチマンとの連絡
 - b 散水栓の簡易な掃除
 - c 路側の消雪
- (6) 豪雪災害に際して飯山市災害救助条例を適用し応急援助を実施する場合の運用基準
 豪雪災害にかかる飯山市災害救助条例（昭和52年飯山市条例第29号。以下「条例」という）第2条第1項第3号に定める事態の判定指針及び条例の運用について次の基準を定め、もって条例の適用時期の決定と迅速な応急援助の実施に遺憾のないよう留意する。

ア 判定基準

豪雪の状況が次の各号の一つ以上に該当し、市長が民生安定上特に必要と認めたとき。

- (7) 長野地方気象台飯山地域気象観測所（以下「気象観測所」という）における積雪深が累計平均最大積雪深（144.8cm）の1.25倍（181.0cm）に達した場合。
- (イ) 積雪深は前号の数値に達しないが、気象観測所における日降雪量の連続2日間の合計値が120cm以上、又は連続3日間の合計値が150cm程度以上の集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根の雪下ろしが必要であるような事態が生じた場合。
- (ウ) 積雪深及び降雪量は前2号の状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど日常生活の維持が困難となった集落が発生し、あるいは雪崩による住家が倒壊のおそれがあるなどの場合。
- (エ) 前記(7)～(ウ)に定める事態のほか社会秩序の維持保全のため、緊急な公的介助の必要が認められる場合。

イ 条例の運用

(7) 救助項目

豪雪災害の態様に応じ、条例第3条第1項に規定する救助の種類のうち必要な救助を実施する。

(イ) 救助対象

- a 豪雪災害に遭い現に救助を要するものに対し実施する。ただし、条例第3条第2項の規定により「応急仮設住宅の設置」、「災害に遭った住家の応急修理」及び「障害物の除去」については、自らの資力及び労力によって実施できない世帯に限るものとする。
- b 「自らの資力及び労力によって実施できない世帯」とは次に掲げる世帯（扶養義務者の援助がある世帯を除く）をいう。
 - (a) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯又は要保護世帯
 - (b) その世帯構成員に市民税が課せられていない世帯で
 - ・ 65歳才以上の者と18歳未満の児童だけで構成されている高齢者世帯
 - ・ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第5条第1項に規定されている母子世帯

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に規定する障害程度1級若しくは2級に該当する世帯主又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者である世帯主と65歳以上の者及び18歳未満の児童だけで構成されている障害者世帯（世帯主の配偶者がある場合も含む）
- ・傷病により現に入院し、又は3か月以上継続して寝たきりの状態にある世帯主と65歳以上の者及び18歳未満の児童だけで構成されている傷病世帯（世帯主の配偶者がある場合も含む）

(c) 前各号に準ずる経済的弱者世帯で、特に市長が救助の必要を認めた世帯

(7) 生活保護法との関係

条例の適用による救助と生活保護法による保護とが競合する場合は、生活保護法を優先する。

(エ) 災害対策本部の設置

条例を適用した場合は、飯山市災害対策本部条例に基づき「豪雪災害対策本部」を設置して対策に取り組む。

(カ) 前記条例の適用にならない場合においても、豪雪の状況、市民生活の状況等を判断して「豪雪警戒本部」又は「豪雪対策本部」を設置して対策に当たる。

なお、この判定及び運用基準は別に定める。

3 避難収容活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等の活動に当たっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

- (1) 避難誘導に当たっては、市民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。
- (2) 指定避難所の開設に当たっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。